

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 81 R1
提出年月日	令和 4 年 5 月 20 日

核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料

本資料は，【濃縮個別 81 R0】の改訂版（R1）である。
改訂内容を以下に示す。

- 本文「1. 概要」において，本申請における変更内容が核燃料物質の貯蔵施設に関する既認可事項を変更するものではないこと及び工事による既設設備の既認可事項への影響がないことから設工認添付書類を添付しないことを明確にした。
- 上記により，添付 1 「変更内容に係る補足説明事項について」を削除した。
- その他，体裁修正。

※【濃縮個別 81 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第 16 条 第一号の要求に係る申請対象	1
2.2 第 16 条 第二号の要求に係る申請対象	1
2.3 第 17 条の要求に係る申請対象	2
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	2

1. 概要

本資料は、「濃縮個別 60 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料」に示す申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等（廃棄物建屋の増設）」申請（以下「本申請」という。）の核燃料物質の貯蔵施設に係る事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質の貯蔵施設に属する施設ではない。また、既設の核燃料物質の貯蔵施設を設置する建屋と物理的に離れており、今回の工事による既設の核燃料物質の貯蔵施設の設備への影響はない。

以上のことから、本申請においては、核燃料物質の貯蔵施設に関する基本設計方針及び既設設備の既認可事項の変更を行わないため、【核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】は添付しないものとする。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

【核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】において説明すべき内容は、「技術基準規則 第 16 条 搬送設備」及び「技術基準規則 第 17 条 核燃料物質の貯蔵施設」に基づく説明である。本申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

2.1 第 16 条 第一号の要求に係る申請対象

第 16 条 第一号の要求事項「通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。」は、核燃料物質を搬送する設備に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質を搬送する設備を設置しないことから、本申請において本項の要求事項に該当する設備はない。

また、本申請における建物、設備及び機器の新設により、既設の核燃料物質を搬送する設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

2.2 第 16 条 第二号の要求に係る申請対象

第 16 条 第二号の要求事項「核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。」は、核燃料物質を搬送する設備に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質を搬送する設備を設置しないことから、本申請において本項の要求事項に該当する設備はない。

また、本申請における建物、設備及び機器の新設により、既設の核燃料物質を搬送する設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

2.3 第 17 条の要求に係る申請対象

第 17 条の要求事項「核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。」は、核燃料物質の崩壊熱を除去する必要がある施設に適用される要求であり、本施設は、事業変更許可申請書に示すとおり、崩壊熱除去等のため常時冷却を必要とする設備及び機器はないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

「1. 概要」に示すとおり、本申請においては、【核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】を添付しないことから、説明書での申請内容に関する補足説明はない。